

第2章 地域概況調査

対象事業に係る生活環境影響調査を実施するにあたり、その検討に必要な地域特性に関する情報を把握する範囲は、石名坂環境事業所から概ね半径 3km 以内の区域 (p. 2-2 図 2-1 調査対象地域参照) を基本とし、適宜、調査項目により適切な範囲に拡大した。

なお、統計資料等の既存資料のうち、市町村単位で公表されているデータについては、藤沢市を対象とした。



凡例

 : 石名坂環境事業所

 : 調査対象地域

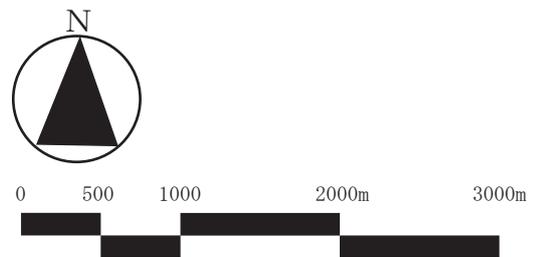


図2-1 調査対象地域

注：地理院地図（電子国土Web）に追記

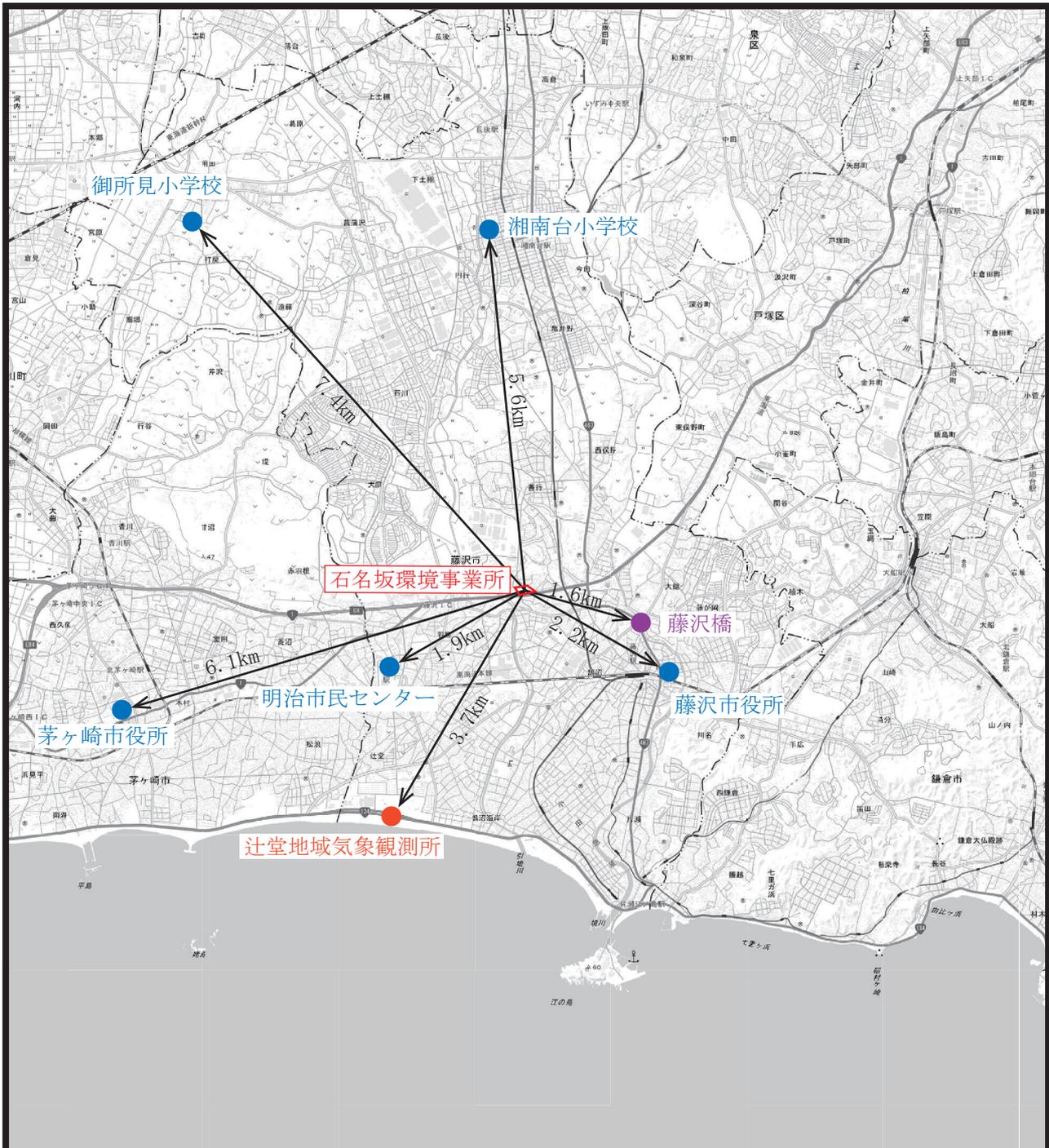
1 自然的状況

1.1 気象

石名坂環境事業所周辺における観測地点として辻堂地域気象観測所の観測データを次頁以降に示す。

また、藤沢市内の気象常時監視測定局として、藤沢市役所、御所見小学校、明治市民センター及び藤沢橋の観測データを次頁以降に示す。

なお、位置図については、図 2.1.1-1 に示す。



凡例

- 石名坂環境事業所
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局
- 気象観測所



0 6000m

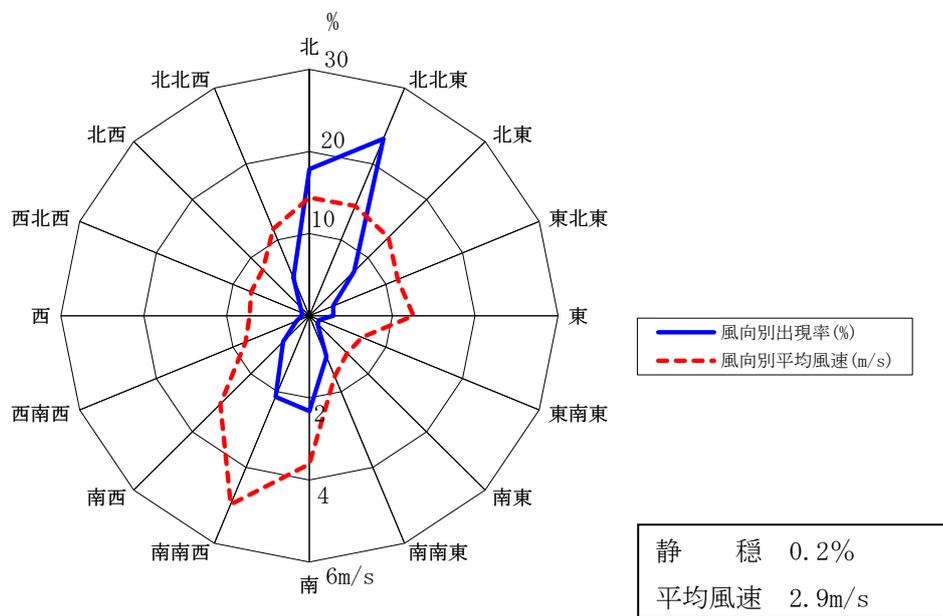
図2.1.1-1 調査範囲における
大気常時監視測定局の位置

注：地理院地図（電子国土Web）に追記

1) 気象観測所

(1) 風向・風速

辻堂地域気象観測所における令和4年の年間風配図は図2.1.1-2に示すとおりであり、風向については主に北及び南よりの出現率が高く、2.9m/sとなっていた。



資料：気象庁ホームページ

図 2.1.1-2 風配図 (令和4年)

(2) 気温等

最近 10 年間における気象の概要は表 2.1.1-1 に示すとおりである。

気温について、平均気温は概ね 17℃前後であり、降水量は、1,353.0～1,946.5mm であった。

令和 4 年では平均気温 16.6℃、最高 34.1℃、最低-3.7℃であり、降水量は 1422.0mm であった。

表 2.1.1-1 気象概況

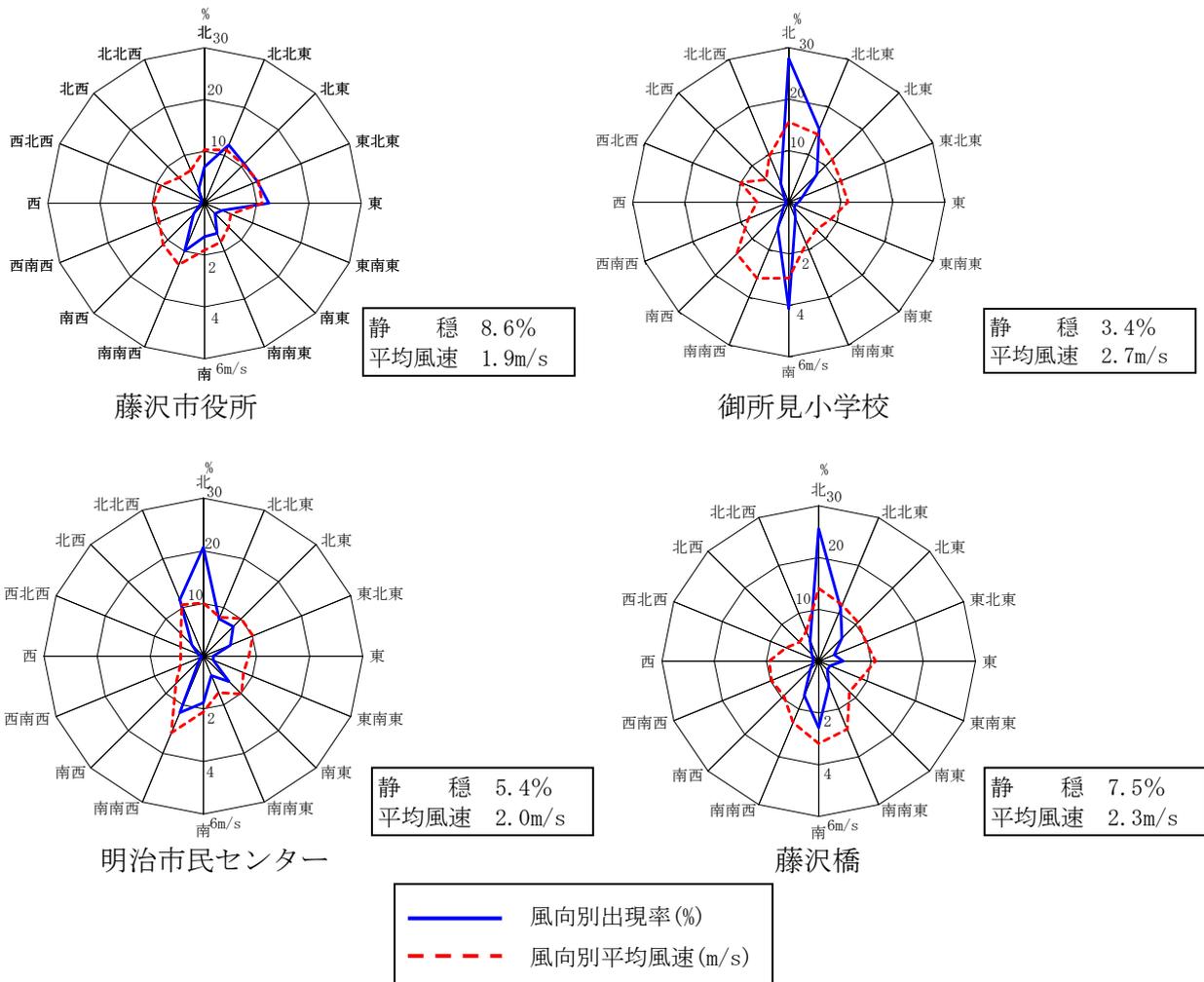
年次	気温 (°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成 25 年	16.5	35.2	-2.4	1,353.0
26 年	16.0	35.6	-2.1	1,521.0
27 年	16.4	35.6	-3.5	1,465.0
28 年	16.8	35.4	-3.7	1,425.5
29 年	16.1	33.8	-3.4	1,360.5
30 年	17.0	34.4	-4.3	1,398.0
令和元年	16.9	35.2	-1.5	1,729.0
2 年	17.1	36.9	-2.0	1,388.0
3 年	16.9	35.5	-3.8	1,946.5
4 年	16.6	34.1	-3.7	1,422.0
1 月	5.1	14.6	-3.7	21.5
2 月	5.6	18.2	-2.8	57.5
3 月	11.5	22.9	0.5	86.0
4 月	15.1	25.4	3.7	234.5
5 月	18.9	29.6	10.5	169.5
6 月	22.5	31.5	15.0	96.0
7 月	26.5	33.2	21.9	189.5
8 月	27.2	34.1	20.5	139.0
9 月	25.0	33.2	17.5	210.5
10 月	18.1	30.1	8.6	87.0
11 月	15.1	24.5	8.0	75.0
12 月	8.2	17.3	-2.4	56.0

資料：気象庁ホームページ 辻堂地域気象観測所
<http://www.data.jma.go.jp/>

2) 大気常時監視測定局

(1) 風向・風速

令和4年の年間風配図は図2.1.1-3に示すとおりであり、主風向及び平均風速は、藤沢市役所では東、1.9m/s、御所見小学校では北、2.7m/s、明治市民センターでは北、2.0m/s、藤沢橋では北、2.3m/sとなっていた。



資料：大気汚染常時監視測定結果 神奈川県

図 2.1.1-3 風配図 (令和4年)

(2) 気温等

令和4年における気温及び湿度の月別測定結果は表2.1.1-2及び表2.1.1-3に示すとおりである。
 気温について、年間の平均値は全ての地点で16℃～17℃の範囲内であった。

湿度について、年間の平均値は藤沢橋で最も高く73.0%であった。藤沢市役所、御所見小学校及び明治市民センターでは70%程度であった。

表 2.1.1-2 気温の月別測定結果

単位：℃

測定局	令和4年												年間
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
藤沢市役所	5.2	5.6	11.6	15.4	19.2	23.0	27.1	27.7	25.2	18.2	15.2	8.2	16.8
御所見小学校	4.2	4.7	11.1	15.1	18.7	22.8	27.0	27.5	24.8	17.4	14.4	7.2	16.2
明治市民センター	4.8	5.3	11.2	15.0	18.6	22.4	26.4	27.2	24.8	17.8	15.1	8.1	16.4
藤沢橋	5.0	5.5	11.6	15.4	19.0	22.8	26.9	27.5	25.0	18.0	15.1	8.2	16.7

資料：大気汚染常時監視測定結果 神奈川県

表 2.1.1-3 湿度の月別測定結果

単位：%

測定局	令和4年												年間
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
藤沢市役所	50.9	50.9	62.5	74.5	74.1	78.9	82.1	80.1	78.0	70.8	67.4	57.9	69.0
御所見小学校	52.7	52.8	62.3	74.4	73.4	77.9	80.7	79.7	78.2	72.3	70.3	59.0	69.5
明治市民センター	49.9	50.6	62.8	75.6	75.6	80.7	84.3	82.0	78.7	70.7	67.2	54.0	69.3
藤沢橋	54.6	54.9	65.9	78.6	77.9	83.1	86.5	84.9	82.2	74.9	71.4	61.2	73.0

資料：大気汚染常時監視測定結果 神奈川県

1.2 地象

1) 地形の状況

石名坂環境事業所及びその周辺における地形の状況は、図 2.1.2-1 に示すとおりである。

石名坂環境事業所周辺は相模野台地の南端に位置し、主に段丘地形の武蔵野段丘面群、下末吉段丘面群、低地の微高地の自然堤防、一般山地の一般斜面や急斜面、谷底平野及び人工地形の平坦化地で構成されている。なお、石名坂環境事業所は一般斜面及び急斜面に囲まれた盛土地となっている。

2) 地質の状況

石名坂環境事業所及びその周辺における地質の状況は、図 2.1.2-2 に示すとおりである。

石名坂環境事業所周辺の地質は、主に未固結堆積物の火山灰層（武蔵野ローム層、下末吉ローム層）及び未固結堆積物の沖積層、半固結堆積物の相模層群で構成されており、一部で埋め立て土などもみられる。なお、石名坂環境事業所は未固結堆積物の火山灰層（軽石・スコリア層を挟む）武蔵野ローム層となっている。

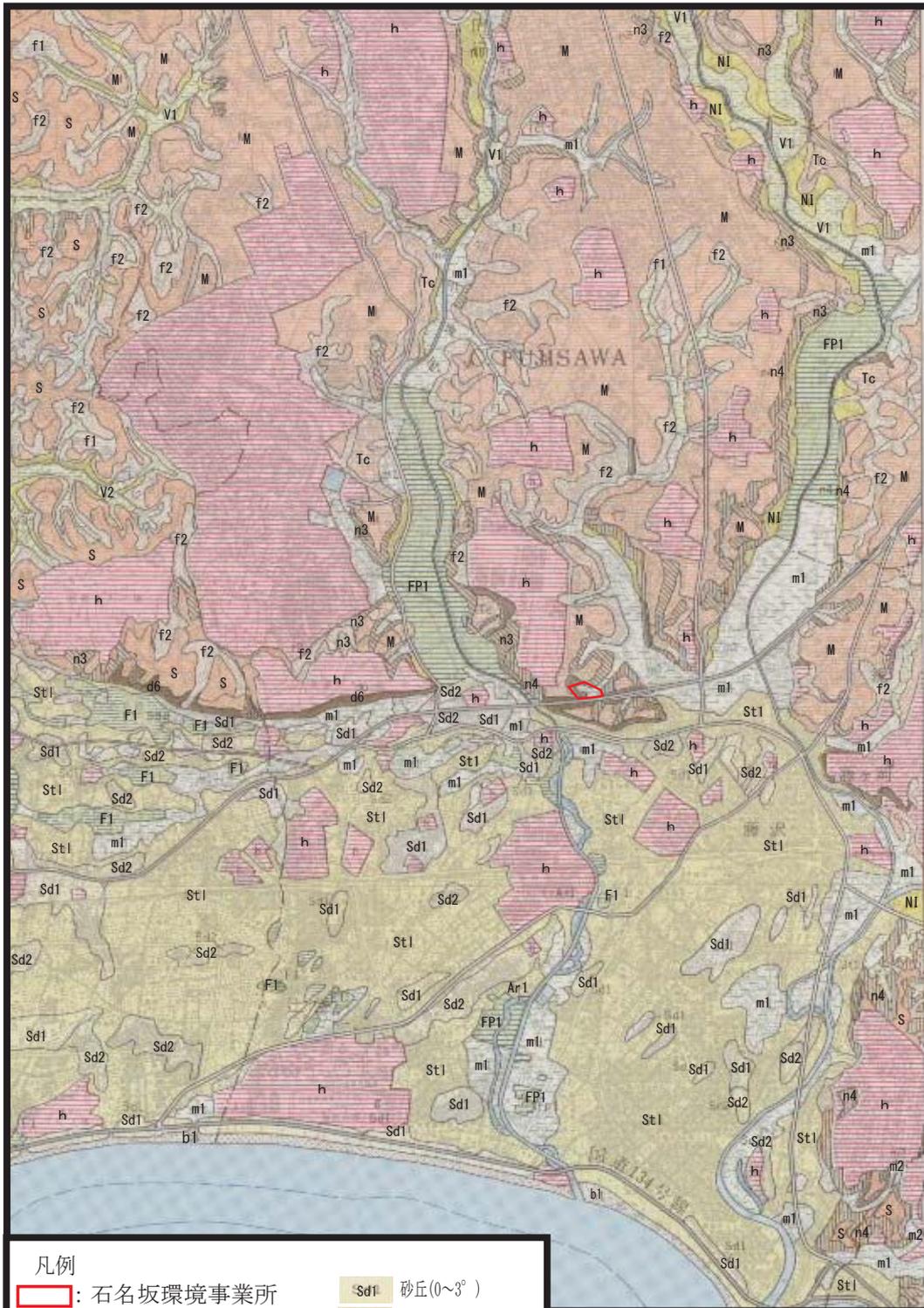
3) 土壌の状況

石名坂環境事業所及びその周辺における土壌の状況は、図 2.1.2-3 に示すとおりである。

石名坂環境事業所周辺の土壌は、主に未熟土（砂丘未熟土）、黒ボク土（厚層多腐植質黒ボク土）、人工改変土（人工改変台地土）が広がっており、一部で灰色低地土（灰色低地土・下層有機質）、グライ土（中粗粒強グライ土、細粒グライ土、グライ土・下層有機質）及び人工改変土（人工改変台地土、人工改変低地土）もみられる。なお、石名坂環境事業所は黒ボク土（厚層多腐植質黒ボク土）となっている。

4) 活断層等の状況

神奈川県ホームページ「神奈川県の活断層」によると、石名坂環境事業所周辺において活断層は確認されていない。

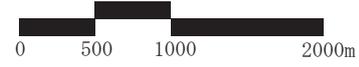


地形断面図 Geomorphology
(水平：垂直 1：2.5)

- 凡例
- 石名坂環境事業所
- 一般山地
- f1 山麓緩斜面(0° ~ 3°)
 - f2 山麓緩斜面(3° ~ 8°)
 - n3 一般斜面(8 ~ 15°)
 - n4 一般斜面(15 ~ 30°)
 - d6 急斜面(40°)
- 段丘地形
- S 下末吉段丘面群(0 ~ 3°)
 - M 武蔵野段丘面群(0 ~ 3°)
 - Tc 立川段丘面群(0 ~ 3°)
- 低地の微高地
- NI 自然堤防
- 砂丘(0 ~ 3°)
- Sd1 砂丘(0 ~ 3°)
 - Sd2 砂丘(3 ~ 8°)
 - St1 砂堆・砂州(3 ~ 8°)
- 低地の一般面
- V1 谷底平野(0 ~ 3°)
 - V2 谷底平野(3 ~ 8°)
 - F1 後背湿地(3 ~ 8°)
 - FP1 氾濫平野(0 ~ 3°)
 - Ar1 旧河道(0 ~ 3°)
 - b1 浜(0 ~ 3°)
- 人工地形
- h 平坦化地(0 ~ 3°)
 - m1 盛土地(0 ~ 3°)
 - m2 盛土地(3 ~ 8°)

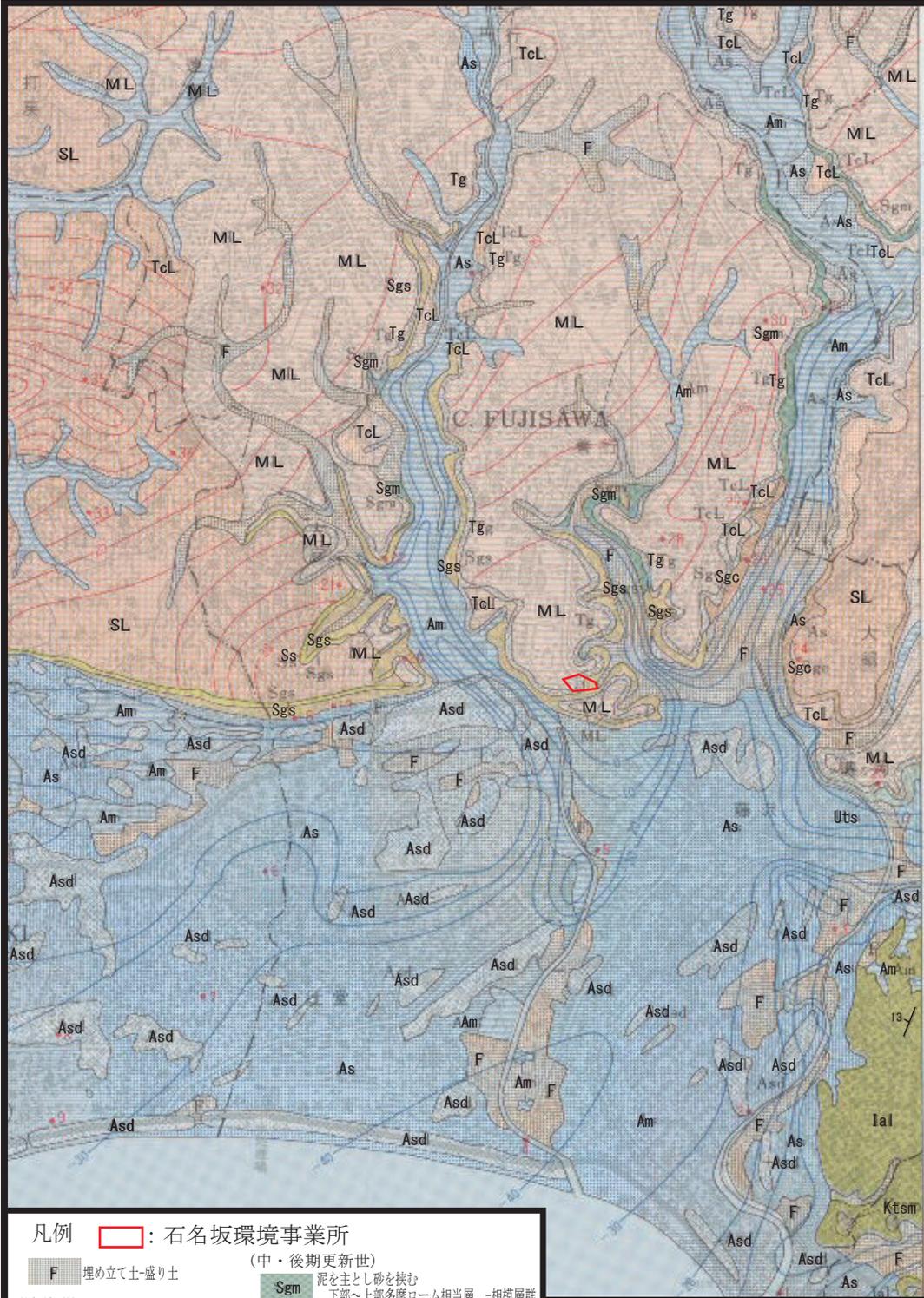


S = 1 : 50,000



出典：「5万分の1都道府県土地分類基本調査（藤沢・平塚）」国土交通省（昭和61年度調査）

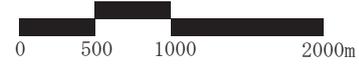
図2.1.2-1 石名坂環境事業所周辺における地形分類図



- 凡例** : 石名坂環境事業所
- | | | |
|---|--|---|
| F 埋め立て土・盛り土 | (中・後期更新世) | Sgm 泥を主とし砂を挟む
下部～上部多摩ローム相当層 -相模層群 |
| (沖積世) | Am 泥を主とし砂を含む
-沖積層 | Sgs 砂を主とし礫・泥を挟む
下部～上部多摩ローム相当層 -相模層群 |
| Asd 砂丘砂 -沖積層 | Asgc 礫を主とし砂・泥を挟む
下部～上部多摩ローム相当層 -相模層群 | (後期鮮新世-前期更新世) |
| As 砂、礫を主とし泥を含む
-沖積層 | Uts 凝灰質砂岩
深沢層(治郷層)-上総層群 | (鮮新世) |
| (後期更新世) | TcL 火山灰層(スコリアを含む)
-立川ローム層 | Ial 凝灰質泥岩・火砕岩互層
池子層 |
| ML 火山灰層(軽石・スコリア層を挟む)
-武蔵野ローム層 | — ローム層の基底の等高度曲線 | |
| Tg 礫・砂 -新規段丘礫層 | — 沖積層の基底の等高度曲線 | |
| (中・後期更新世) | SL 火山灰層(軽石・スコリア層を挟む)
-下末吉ローム層 相模層群 | 13/ 走行・傾斜 |
| Ss 砂を主とし礫・泥を挟む
-吉沢層 相模層群 | | |
| Ktsm 凝灰質砂、泥
-片瀬層 相模層群 | | |

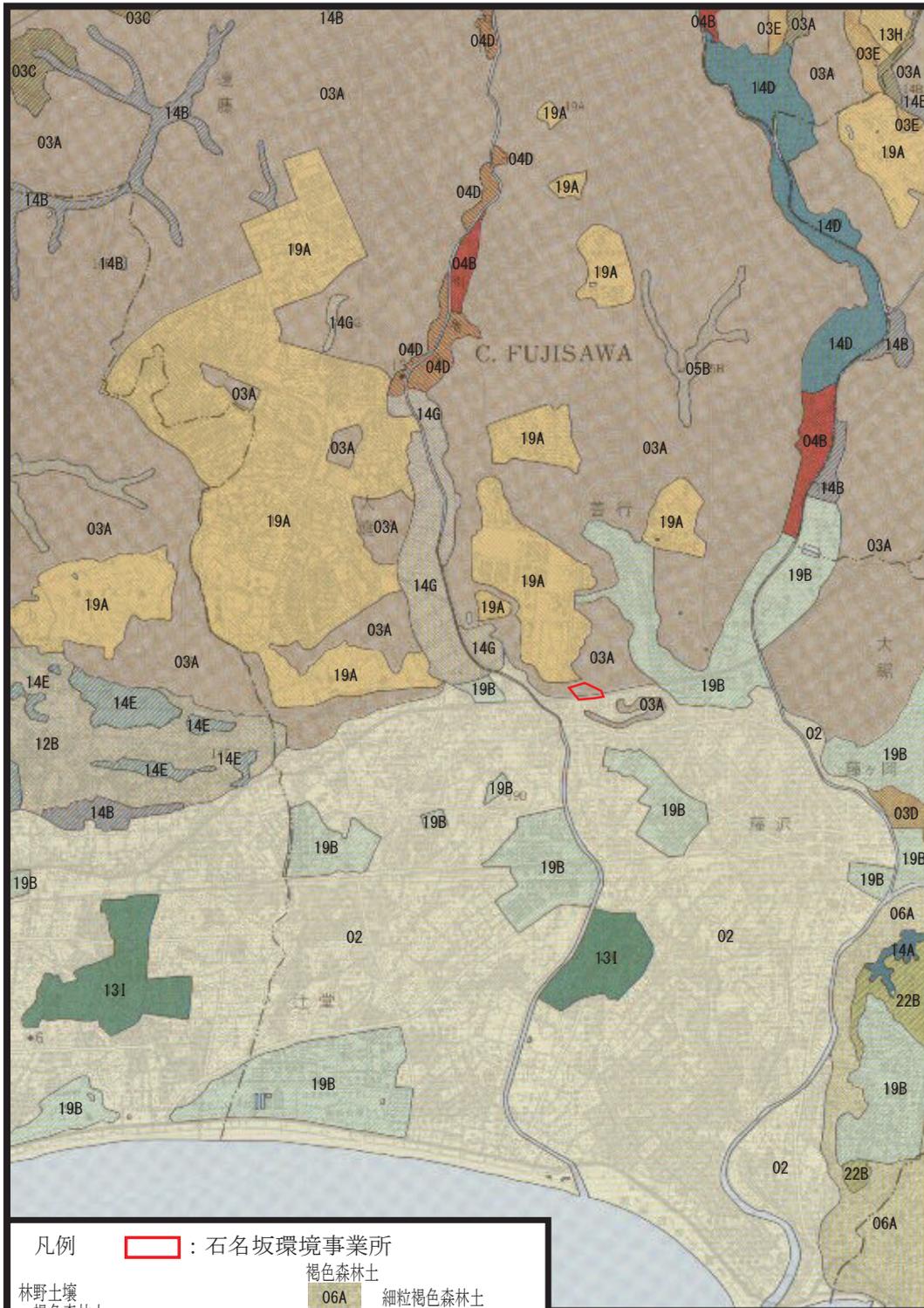


S = 1 : 50,000



出典：「5万分の1都道府県土地分類基本調査(藤沢・平塚)」国土交通省(昭和61年度調査)

図2.1.2-2 石名坂環境事業所周辺における表層地質図

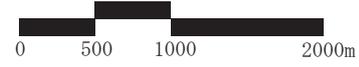


土壤断面図 Soil Section

凡例	 : 石名坂環境事業所
林野土壤	褐色森林土
褐色森林土	06A 細粒褐色森林土
22B 褐色森林土	褐色低地土
農地土壤	12B 中粗粒褐色低地土・斑紋なし
未熟土	灰色低地土
02 砂丘未熟土	13H 灰色低地土・下層有機質
黒ボク土	13I 灰色低地土・斑紋なし
03A 厚層多腐植質黒ボク土	グライ土
03C 表層多腐植質黒ボク土	14A 細粒強グライ土
03D 表層腐食質黒ボク土	14B 中粗粒強グライ土
03E 淡色黒ボク土	14D 細粒グライ土
多湿黒ボク土	14E 中粗粒グライ土
04B 厚層多腐植質多湿黒ボク土	14G グライ土・下層有機質
04D 表層多腐植質多湿黒ボク土	人工改変土
黒ボクグライ土	19A 人工改変台地土
05B 腐植質黒ボクグライ土	19B 人工改変低地土



S = 1 : 50,000



出典：「5万分の1都道府県土地分類基本調査（藤沢・平塚）」国土交通省（昭和61年度調査）

図2.1.2-3 石名坂環境事業所周辺における土壤図

2 社会的状況

2.1 人口及び世帯数の推移

藤沢市における人口及び世帯数の状況は表 2.2.1-1 に示すとおりである。

令和3年10月1日現在、人口は440,487人、世帯数は197,025世帯、1世帯あたり人口は2.24人となっている。人口及び世帯数ともに増加傾向にある。

表 2.2.1-1 人口及び世帯数等の状況

調査年	項目 世帯数 (世帯)	人口(人)			1世帯あたり 人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
		総数	男	女		
平成29年	185,282	428,837	212,118	216,719	2.31	6,164
平成30年	187,737	431,286	213,192	218,094	2.30	6,200
令和元年	190,990	434,568	214,795	219,773	2.28	6,247
令和2年	193,204	436,905	215,596	221,309	2.26	6,281
令和3年	197,025	440,487	217,421	223,066	2.24	6,332

注：平成29～令和元年、令和3年：推計人口、各年10月1日現在

令和2年：国勢調査、10月1日現在

資料：「統計年報(2022年版)」(令和5年3月 藤沢市)

2.2 産業

1) 産業分類別就業者数

産業分類別就業者数の状況は表 2.2.2-1 に示すとおりであり、第三次産業就業者が最も多く、そのうちでも卸売・小売業が最も多くなっている。

表 2.2.2-1 産業分類別就業者数

単位：人

区分		従業員数
第一次産業	農林水産業	238
第二次産業	鉱業	-
	建設業	7,771
	製造業	25,199
	小計	32,970
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	234
	情報通信業	1,250
	運輸・郵便業	6,984
	卸売・小売業	32,328
	金融・保険業	3,490
	不動産・物品賃貸業	5,825
	学術研究、専門・技術サービス業	7,450
	宿泊・飲食サービス業	19,220
	生活関連サービス・娯楽業	7,210
	教育、学習支援業	7,052
	医療、福祉	20,520
	複合サービス事業	908
	サービス業（他に分類されないもの）	12,425
	小計	124,896
合計	158,104	

注：平成28年現在

資料：「統計年報(2022年版)」(令和5年3月 藤沢市)

2.3 土地利用

1) 土地利用区分面積

藤沢市の土地利用区分面積の状況は表 2.2.3-1 に示すとおりである。

宅地の占める割合が 48.01%と最も多く、次いでその他が 20.47%、畑が 12.98%となっている。

表 2.2.3-1 土地利用の状況

区分	面積(千m ²)	構成比率(%)
田	1,566	2.25
畑	9,041	12.98
宅地	33,442	48.01
山林	3,055	4.39
原野	57	0.08
雑種地	8,231	11.82
その他	14,258	20.47
合計	69,650	100.0

資料：「統計年報(2022年版)」(令和5年3月 藤沢市)

2) 法令に基づく土地の状況

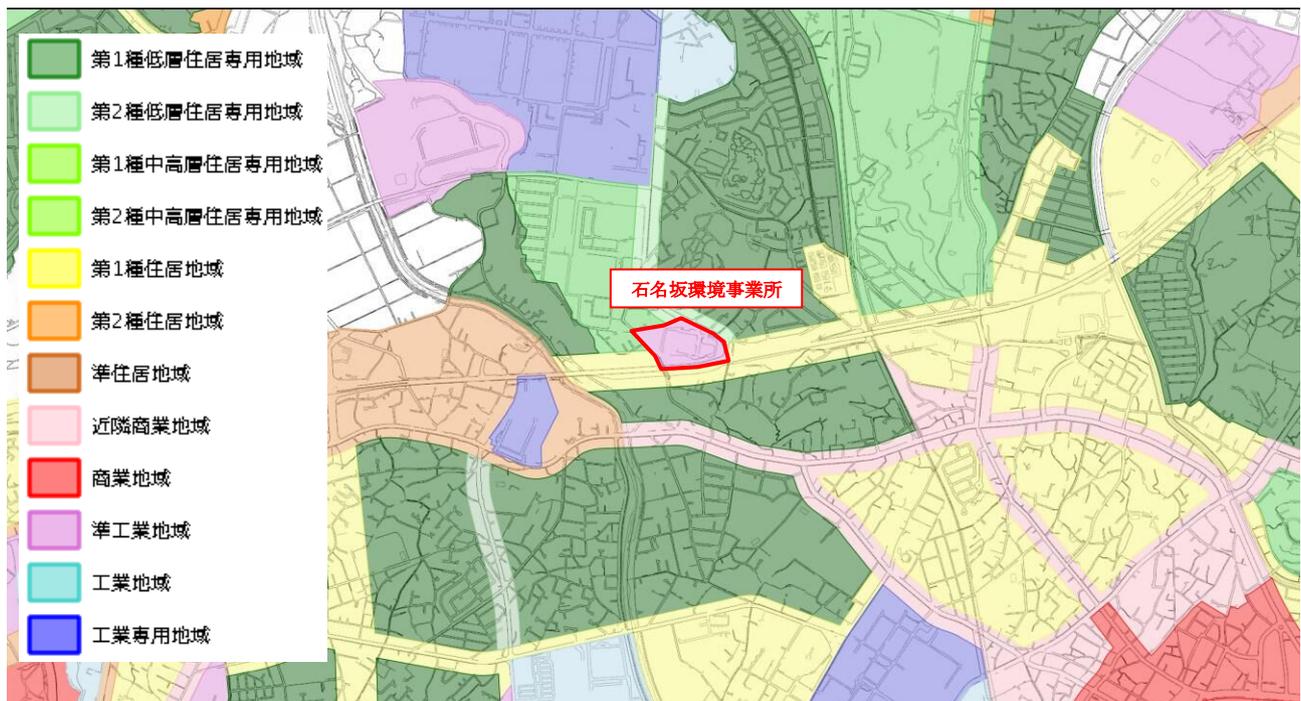
都市計画法に基づく都市計画区域の用途地域指定状況は表 2.2.3-2 及び図 2.2.3-1 に示すとおりである。都市計画区域の約 68%が市街化区域に指定され、用途地域は、全体の 46.2%が第1種低層住居専用地域、次いで 15.1%が第1種住居地域となっている。なお、石名坂環境事業所は準工業地域に位置している。

表 2.2.3-2 都市計画区域の用途地域指定状況

区分		面積 (ha)	構成比率 (%)
都市計画区域	市街化区域	4,754	68.3
	市街化調整区域	2,202	31.7
	総数	6,956	100.0
都市計画区域外		-	-
用途地域	第1種低層住居専用地域	2,196	46.2
	第2種低層住居専用地域	33	0.7
	第1種中高層住居専用地域	297	6.2
	第2種中高層住居専用地域	83	1.7
	第1種住居地域	719	15.1
	第2種住居地域	196	4.1
	準住居地域	130	2.7
	近隣商業地域	158	3.3
	商業地域	171	3.6
	準工業地域	293	6.2
	工業地域	115	2.4
	工業専用地域	363	7.6
	計	4,754	100.0

注：市全域が都市計画区域の範囲である。

資料：「統計年報(2022年版)」(令和5年3月 藤沢市)



注：都市計画情報：令和4年3月31日更新

資料：「ふじさわキュンマップ(藤沢市地図情報公開システム)」

図 2.2.3-1 都市計画図

3 石名坂環境事業所及び周辺の環境の現況

3.1 大気汚染

1) 常時監視測定局

藤沢市内に設置されている大気常時監視測定局（一般環境大気測定局は4局（以下、「一般局」という）、自動車排出ガス測定局は1局（以下、「自排局」という））と茅ヶ崎市に設置されている大気常時監視測定局（一般局1局）において、令和3年度の測定項目は表2.3.1-1に示すとおりである。（各測定局の位置については、p.2-4 図2.1.1-1参照）

表 2.3.1-1 大気常時監視測定局測定項目（令和3年度）

測定局等		測定項目									管理主体
		二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	ダイオキシン類	微小粒子状物質	炭化水素		
一般局	藤沢市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	藤沢市
一般局	湘南台小学校	○	○	○	-	○	-	○	-	-	藤沢市
一般局	御所見小学校	○	○	○	-	○	○	○	-	-	藤沢市
一般局	明治市民センター	○	○	○	-	○	-	-	-	-	藤沢市
一般局	茅ヶ崎市役所	○	○	○	-	○	○	-	-	-	神奈川県
自排局	藤沢橋	-	○	○	○	-	-	○	○	○	藤沢市

注：測定している項目は○、測定していない項目は-を記載した。

資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

2) 測定結果

① 二酸化硫黄

令和3年度における二酸化硫黄の測定結果は、表2.3.1-2に示すとおりであり、全ての測定局において環境基準を達成していた。

表 2.3.1-2 二酸化硫黄の環境基準達成状況

年度	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	達成状況 ^注	環境基準
					時間	%	時間	%						
令和3年度	藤沢市役所	360	8594	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.002	○	0	○	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	湘南台小学校	362	8656	0.001	0	0.0	0	0.0	0.01	0.002	○	0	○	
	御所見小学校	357	8540	0.001	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	○	0	○	
	明治市民センター	363	8658	0.001	0	0.0	0	0.0	0.012	0.002	○	0	○	
	茅ヶ崎市役所	363	8676	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.002	○	0	○	

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。

資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

② 二酸化窒素

令和3年度における二酸化窒素の測定結果は、表2.3.1-3に示すとおりであり、一般局、自排局ともに全ての測定局において環境基準を達成していた。また、参考として、一酸化窒素の測定結果を表2.2.3-4に、窒素酸化物の測定結果を表2.2.3-5に示す。

表 2.3.1-3 (1/2) 二酸化窒素の環境基準達成状況（一般局）

年度	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価値による日平均値が0.06ppmを超えた日数	達成状況 ^注	環境基準
						時間	%	時間	%	日	%	日	%				
令和3年度	藤沢市役所	364	8,651	0.011	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmか0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	湘南台小学校	361	8,627	0.011	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○	
	御所見小学校	360	8,610	0.013	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	○	
	明治市民センター	362	8,620	0.011	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○	
	茅ヶ崎市役所	360	8,647	0.011	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○	

注：年間の1時間値の日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。

資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

表 2.3.1-3 (2/2) 二酸化窒素の環境基準達成状況（自排局）

年度	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価値による日平均値が0.06ppmを超えた日数	達成状況 ^注	環境基準
						時間	%	時間	%	日	%	日	%				
令和3年度	藤沢橋	363	8,651	0.013	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmか0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

注：年間の1時間値の日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。

資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

表 2.3.1-4 (1/2) 一酸化窒素の測定結果 (一般局)

年度	測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
		日	時間	ppm	ppm	ppm
令和3年度	藤沢市役所	364	8,651	0.013	0.116	0.037
	湘南台小学校	361	8,627	0.014	0.177	0.04
	御所見小学校	360	8,610	0.018	0.251	0.05
	明治市民センター	362	8,620	0.013	0.124	0.035
	茅ヶ崎市役所	360	8,647	0.013	0.126	0.035

資料：神奈川県の大気汚染 (令和3年度) 神奈川県HP

表 2.3.1-4 (2/2) 一酸化窒素の測定結果 (自排局)

年度	測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
		日	時間	ppm	ppm	ppm
令和3年度	藤沢橋	363	8,651	0.004	0.090	0.020

資料：神奈川県の大気汚染 (令和3年度) 神奈川県HP

表 2.3.1-5 (1/2) 窒素酸化物の測定結果 (一般局)

年度	測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO ₂ / (NO+NO ₂)
		日	時間	ppm	ppm	ppm	%
令和3年度	藤沢市役所	364	8,651	0.013	0.116	0.037	84.4
	湘南台小学校	361	8,627	0.014	0.177	0.040	79.2
	御所見小学校	360	8,610	0.018	0.251	0.050	71.6
	明治市民センター	362	8,620	0.013	0.124	0.035	83.2
	茅ヶ崎市役所	360	8,647	0.013	0.126	0.035	85.2

資料：神奈川県の大気汚染 (令和3年度) 神奈川県HP

表 2.3.1-5 (2/2) 窒素酸化物の測定結果 (自排局)

年度	測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO ₂ / (NO+NO ₂)
		日	時間	ppm	ppm	ppm	%
令和3年度	藤沢橋	363	8,651	0.017	0.137	0.048	74.4

資料：神奈川県の大気汚染 (令和3年度) 神奈川県HP

③ 浮遊粒子状物質

令和3年度における浮遊粒子状物質の測定結果は、表2.3.1-6に示すとおりであり、一般局、自排局ともに全ての測定局において環境基準を達成していた。

表 2.3.1-6 (1/2) 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況 (一般局)

年度	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	達成状況 ^注	環境基準
					時間	%	時間	%						
令和3年度	藤沢市役所	361	8,632	0.010	0	0.0	0	0.0	0.108	0.023	○	0	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値0.20mg/m ³ 以下であること。
	湘南台小学校	361	8,637	0.012	0	0.0	0	0.0	0.075	0.030	○	0	○	
	御所見小学校	359	8,624	0.011	0	0.0	0	0.0	0.116	0.027	○	0	○	
	明治市民センター	361	8,640	0.014	0	0.0	0	0.0	0.078	0.031	○	0	○	
	茅ヶ崎市役所	361	8,689	0.011	0	0.0	0	0.0	0.116	0.029	○	0	○	

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。
資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

表 2.3.1-6 (2/2) 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況 (自排局)

年度	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	達成状況 ^注	環境基準
					時間	%	時間	%						
令和3年度	藤沢橋	361	8641	0.012	0	0.0	0	0.0	0.133	0.027	○	0	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値0.20mg/m ³ 以下であること。

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。
資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

④ 一酸化炭素

令和3年度における一酸化炭素の測定結果は、表2.3.1-7に示すとおりであり、一般局、自排局ともに全ての測定局において環境基準を達成していた。

表 2.3.1-7 (1/2) 一酸化炭素の環境基準達成状況 (一般局)

年度	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた回数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数	達成状況 ¹⁾	環境基準
					回	%	回	%						
令和3年度	藤沢市役所	363	8675	0.3	0	0.0	0	0.0	1.4	0.5	○	0	○	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

注：日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、かつ日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している。
資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

表 2.3.1-7 (2/2) 一酸化炭素の環境基準達成状況 (自排局)

年度	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた回数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数	達成状況 ^注	環境基準
					回	%	回	%						
令和3年度	藤沢橋	362	8666	0.3	0	0.0	0	0.0	1.4	0.5	○	0	○	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

注：日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、かつ日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している。
資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

⑤ 光化学オキシダント

令和3年度における光化学オキシダントの測定結果は、表2.3.1-8に示すとおりであり、全ての測定局において環境基準を達成していなかった。

表2.3.1-8 光化学オキシダントの環境基準達成状況

年度	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間		1時間値が0.12ppm以上の日数と時間		1時間値の最高値	日最高1時間値の年平均値	達成状況 ^注	環境基準
					日	時間	日	時間				
令和3年度	藤沢市役所	365	5,394	0.036	78	370	1	1	0.144	0.049	×	1時間値が0.06ppm以下であること。
	湘南台小学校	365	5,410	0.034	74	385	1	2	0.137	0.048	×	
	御所見小学校	365	5,374	0.032	66	295	1	2	0.137	0.047	×	
	明治市民センター	365	5,391	0.035	75	378	3	3	0.142	0.049	×	
	茅ヶ崎市役所	365	5,397	0.032	51	205	1	1	0.129	0.045	×	

注：1時間値が0.06ppm以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している（短期的評価）。

資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

⑥ ダイオキシン類

令和3年度におけるダイオキシン類の測定結果は、表2.3.1-9に示すとおりであり、全ての測定局において環境基準を達成していた。

表2.3.1-9 ダイオキシン類の環境基準達成状況

年度	測定局	年平均値	達成状況 ^注	環境基準
		pg-TEQ/m ³	○・×	
令和3年度	藤沢市役所	0.031	○	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
	御所見小学校	0.019	○	
	茅ヶ崎市役所	0.016	○	

注：環境基準を達成している場合は○、非達成の場合は×を記載している。

資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

⑦ 微小粒子状物質

令和3年度における微小粒子状物質の測定結果は、表2.3.1-10に示すとおりであり、一般局、自排局ともに全ての測定局において環境基準を達成していた。

表2.3.1-10 (1/2) 微小粒子状物質の環境基準達成状況 (一般局)

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		達成状況 ^注	環境基準
					日	%		
		時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	○・×	
令和3年度	藤沢市役所	359	8.3	19.3	0	0.0	○	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	湘南台小学校	362	7.0	17.3	0	0.0	○	
	御所見小学校	362	8.1	18.9	0	0.0	○	
	明治市民センター	361	8.5	19.9	0	0.0	○	

注：長期基準（年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）及び短期基準（日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成している場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。
資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県

表2.3.1-10 (2/2) 微小粒子状物質の環境基準達成状況 (自排局)

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		達成状況 ^注	環境基準
					日	%		
		時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	○・×	
令和3年度	藤沢橋	358	8.6	20.3	0	0.0	○・×	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

⑧ 非メタン炭化水素

令和3年度における非メタン炭化水素の測定結果は、表2.3.1-11に示すとおりであり、一般局、自排局ともに全ての測定局において指針値を達成していなかった。

表2.3.1-11 (1/2) 非メタン炭化水素の指針値達成状況 (一般局)

年度	測定局	測定時間	年平均値	6~9時における年平均値	6~9時の3時間値平均値								達成状況 ¹⁾	指針値
					測定日数	最高値	最低値	0.20ppmCを超えた日数と割合		0.31ppmCを超えた日数と割合				
								ppmC	ppmC	ppmC	日	%		
		時間	ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日	%	日	%	○・×		
令和3年度	藤沢市役所	8,646	0.011	0.012	364	0.45	0.02	38	10.4	11	3.0	×	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。	

注：6~9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日が無い場合は○、非達成の場合は×を記載している。

資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

表2.3.1-11 (2/2) 非メタン炭化水素の指針値達成状況 (自排局)

年度	測定局	測定時間	年平均値	6~9時における年平均値	6~9時の3時間値平均値								達成状況 ¹⁾	指針値
					測定日数	最高値	最低値	0.20ppmCを超えた日数と割合		0.31ppmCを超えた日数と割合				
								ppmC	ppmC	ppmC	日	%		
		時間	ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日	%	日	%	○・×		
令和3年度	藤沢橋	8,635	0.16	0.16	363	0.71	0.03	85	23.4	38	10.5	×	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。	

注：6~9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日が無い場合は○、非達成の場合は×を記載している。

資料：神奈川県の大気汚染（令和3年度） 神奈川県HP

指針値：光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。（S51.8.13 環大企220号）

3.2 騒音・振動

1) 環境騒音

藤沢市では市内の環境騒音を把握するため、令和4年度は4地点で調査が実施されており、本業務の調査範囲においてはFプレイス（藤沢公民館）、村岡公民館及び湘南大庭市民センターの3地点で実施されている。各測定地点については、図2.3.2-1に示す。

環境騒音の測定結果は、表2.3.2-1に示すとおりであり、全ての地点で昼夜ともに環境基準を達成していた。

表 2.3.2-1 環境騒音の環境基準達成状況

単位：デシベル

年度	測定地点 用途地域（地域類型）	時間帯	測定結果 (Leq)	環境基準	環境基準の 適否
令和4年度	Fプレイス（藤沢公民館） 第一種住居地域 （B）	昼間	46	55	○
		夜間	42	45	○
	村岡公民館 第一種住居地域 （B）	昼間	48	55	○
		夜間	41	45	○
	湘南大庭市民センター 近隣商業地域 （C）	昼間	51	60	○
		夜間	43	50	○

注：昼間は6時～22時，夜間は22時～6時を示す。

資料：騒音の測定結果 一般環境騒音調査結果（令和4年度） 藤沢市環境部環境保全課



凡例

- : 石名坂環境事業所
- : 道路交通騒音測定路線(県道)
- : 道路交通騒音測定路線(市道)
- : 道路交通騒音測定地点
- : 環境騒音測定地点



S = 1 : 50,000

0 500 1000 2000m

図2.3.2-1 石名坂環境事業所周辺における
道路交通騒音測定路線
及び環境騒音測定地点

2) 道路交通騒音

藤沢市では騒音規制法に基づき、主要幹線道路における道路交通騒音を把握するため、令和4年度は、6路線8地点で騒音調査が実施されており、石名坂環境事業所周辺地域としては3路線4地点が該当する。各測定路線については、図2.3.2-1（p.2-24参照）に示す。

道路交通騒音の測定結果は、表2.3.2-2に示すとおりであり、全ての測定地点で昼夜ともに環境基準を達成していた、

表 2.3.2-2 道路交通騒音の環境基準達成状況

単位：デシベル

No.	測定路線名	測定地点	時間帯	測定結果 (Leq)	環境基準	環境基準の適否		
1	藤沢厚木線	鵜沼神明五丁目14	昼間	67	70	○		
			夜間	63	65	○		
2	伊勢原藤沢線	羽鳥一丁目5	昼間	65	70	○		
			夜間	59	65	○		
3	辻堂駅遠藤線 辻堂駅北口～大庭隧道	羽鳥一丁目3	昼間	67	70	○		
			夜間					
	辻堂駅遠藤線 大庭隧道～藤沢西武団地東		昼間	61			65	○
			夜間					
4	辻堂駅遠藤線 大庭小学校～中央けやき通り	大庭5530	昼間	65	70	○		
			夜間	57	65	○		

注：昼間は6時～22時，夜間は22時～6時を示す。

資料：騒音の測定結果 自動車騒音常時監視調査結果<令和4年度> 藤沢市環境部環境保全課

3) 振動

石名坂環境事業所周辺において、振動の測定は行われていない。

3.3 悪臭

石名坂環境事業所周辺において、悪臭の測定は行われていない。

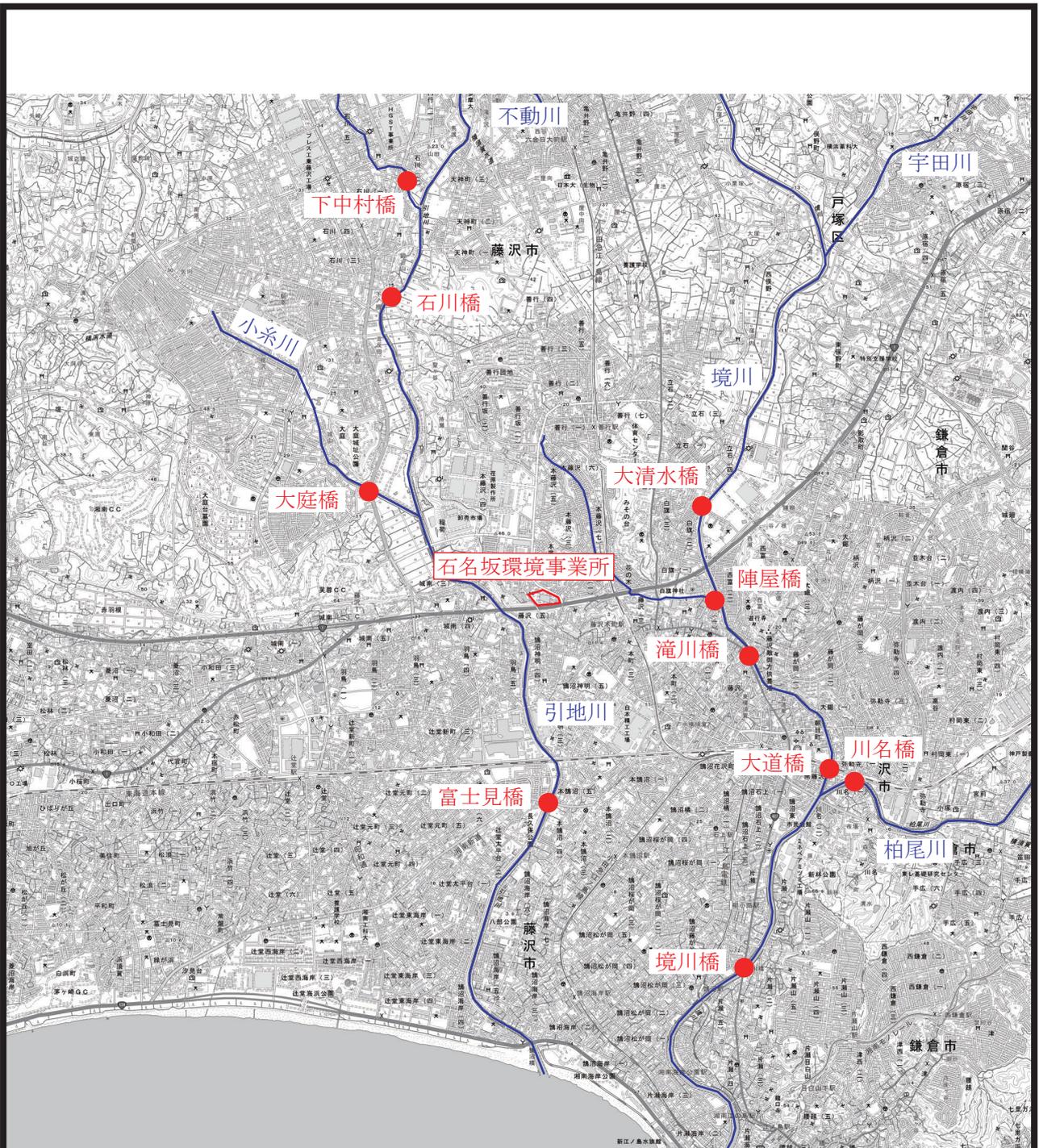
3.4 水質汚濁

藤沢市では、神奈川県知事が定める水質測定計画及び藤沢市水質測定計画に基づき、水質調査が行われている。

令和3年度は河川及び海域19地点において水質調査が実施されており、石名坂環境事業所周辺としては河川10地点が該当する。測定地点については、図2.3.4-1に示す。

生活環境項目の測定結果は、表2.3.4-1に示すとおりであり、大道橋のBODが環境基準を達成していなかった。その他の項目は全ての地点で環境基準を達成していた。

健康項目の測定結果は、表2.3.4-1に示すとおりであり、全ての地点で環境基準を達成していた。



凡例

: 石名坂環境事業所

: 河川

● : 公共用水域測定地点



S = 1 : 50,000

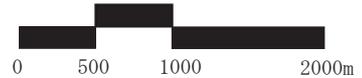


図2.3.4-1 石名坂環境事業所周辺における公共用水域測定地点

表 2.3.4-1 (1/2) 公共用水域測定結果 (生活環境項目)

水系	地点名	類型	測定結果				環境基準		
			項目	最小値	最大値	平均値		75%値	
境川水系	境川橋	C	p H	-	7.1	7.7	-	-	6.5以上8.5以下
			D O	(mg/L)	5.0	8.9	6.8	-	5以上
			B O D	(mg/L)	1.8	5.3	3.0	3.3	5以下
			C O D	(mg/L)	3.9	7.2	5.5	5.9	-
			S S	(mg/L)	1	8	3	-	50以下
		大腸菌群数	(MPN/100mL)	3300	49000	26000	-	-	
		生物B	全亜鉛	(mg/L)	0.009	0.026	0.017	-	0.03以下
			ノニルフェノール	(mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	-	0.002以下
			L A S (直鎖アロキベンゼンスルホン酸及びその塩)	(mg/L)	<0.0006	0.0079	0.0016	-	0.05以下
		大道橋	D	p H	-	7.3	7.7	-	-
	D O			(mg/L)	5.0	8.6	7.1	-	2以上
	B O D			(mg/L)	2.3	18	7.5	9.0	8以下
	C O D			(mg/L)	4.0	7.5	5.7	6.3	-
	S S			(mg/L)	1	11	4	-	100以下
	大腸菌群数		(MPN/100mL)	3300	49000	12000	-	-	
	生物B		全亜鉛	(mg/L)	0.011	0.029	0.020	-	0.03以下
			ノニルフェノール	(mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	-	0.002以下
			L A S (直鎖アロキベンゼンスルホン酸及びその塩)	(mg/L)	<0.0006	0.0023	0.0013	-	0.05以下
	川名橋		C	p H	-	7.3	7.8	-	-
		D O		(mg/L)	5.0	9.8	7.4	-	5以上
		B O D		(mg/L)	1.3	3.0	2.1	2.7	5以下
		C O D		(mg/L)	5.1	9.0	6.6	6.9	-
		S S		(mg/L)	1	10	4	-	50以下
		大腸菌群数	(MPN/100mL)	4900	130000	31000	-	-	
		生物B	全亜鉛	(mg/L)	0.011	0.029	0.020	-	0.03以下
			ノニルフェノール	(mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	-	0.002以下
			L A S (直鎖アロキベンゼンスルホン酸及びその塩)	(mg/L)	<0.0006	0.0026	0.0017	-	0.05以下
		大清水橋	D	p H	-	7.8	7.5	-	-
	D O			(mg/L)	10.2	7.5	8.8	-	2以上
	B O D			(mg/L)	7.5	0.8	4.2	5.5	8以下
	C O D			(mg/L)	7.8	4.0	5.8	6.7	-
	S S			(mg/L)	6	1	3	-	100以下
	大腸菌群数		(MPN/100mL)	-	-	-	-	-	
	生物B		全亜鉛	(mg/L)	0.040	0.015	0.027	-	0.03以下
			ノニルフェノール	(mg/L)	-	-	-	-	0.002以下
			L A S (直鎖アロキベンゼンスルホン酸及びその塩)	(mg/L)	-	-	-	-	0.05以下
	陣屋橋		D	p H	-	8.1	7.7	-	-
		D O		(mg/L)	10.6	7.7	9.0	-	2以上
		B O D		(mg/L)	2.2	0.3	1.2	1.7	8以下
		C O D		(mg/L)	4.3	1.6	2.6	2.8	-
		S S		(mg/L)	12	1	3	-	100以下
		大腸菌群数	(MPN/100mL)	-	-	-	-	-	
		生物B	全亜鉛	(mg/L)	0.009	0.001	0.004	-	0.03以下
			ノニルフェノール	(mg/L)	-	-	-	-	0.002以下
			L A S (直鎖アロキベンゼンスルホン酸及びその塩)	(mg/L)	-	-	-	-	0.05以下
		滝川橋	D	p H	-	8.1	7.8	-	-
	D O			(mg/L)	11.0	7.9	9.4	-	2以上
	B O D			(mg/L)	1.8	0.2	0.7	1.1	8以下
C O D	(mg/L)			3.0	1.4	2.1	2.5	-	
S S	(mg/L)			24	1	5	-	100以下	
大腸菌群数	(MPN/100mL)		-	-	-	-	-		
生物B	全亜鉛		(mg/L)	0.010	0.001	0.003	-	0.03以下	
	ノニルフェノール		(mg/L)	-	-	-	-	0.002以下	
	L A S (直鎖アロキベンゼンスルホン酸及びその塩)		(mg/L)	-	-	-	-	0.05以下	

資料：令和3年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果 神奈川県HP
令和3年度神奈川県水質調査年表 神奈川県HP

表 2.3.4-1 (2/2) 公共用水域測定結果 (生活環境項目)

水系	地点名	類型	測定結果					環境基準	
			項目	最小値	最大値	平均値	75%値		
引地川水系	石川橋	C	pH	-	7.5	8.1	-	-	6.5以上8.5以下
			DO (mg/L)		6.3	10	8.0	-	5以上
			BOD (mg/L)		1.4	7.1	3.0	3.5	5以下
			COD (mg/L)		2.7	11	4.1	4.3	-
			SS (mg/L)		<1	130	7	-	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)		4900	79000	17000	-	-
		生物B	全亜鉛 (mg/L)		0.005	0.016	0.009	-	0.03以下
			ノニルフェノール (mg/L)		<0.00006	<0.00006	<0.00006	-	0.002以下
			LAS (直鎖アキルベンゼンスルホン酸及びその塩) (mg/L)		0.0008	0.0050	0.0026	-	0.05以下
	富士見橋	C	pH	-	7.5	8.9	-	-	6.5以上8.5以下
			DO (mg/L)		5.5	10	7.9	-	5以上
			BOD (mg/L)		1.4	5.9	2.4	3.0	5以下
			COD (mg/L)		2.6	9.0	4.1	4.3	-
			SS (mg/L)		1	67	7	-	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)		4900	33000	18000	-	-
		生物B	全亜鉛 (mg/L)		0.005	0.028	0.011	-	0.03以下
			ノニルフェノール (mg/L)		<0.00006	<0.00006	<0.00006	-	0.002以下
			LAS (直鎖アキルベンゼンスルホン酸及びその塩) (mg/L)		<0.0006	0.0044	0.0022	-	0.05以下
	下中村橋	C	pH	-	8.6	7.5	-	-	6.5以上8.5以下
			DO (mg/L)		11.8	8.4	10.0	-	5以上
			BOD (mg/L)		6.5	1.3	3.3	4.5	5以下
			COD (mg/L)		6.8	3.4	4.7	5.3	-
			SS (mg/L)		10	1	4	-	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)		-	-	-	-	-
		生物B	全亜鉛 (mg/L)		0.025	0.004	0.012	-	0.03以下
ノニルフェノール (mg/L)				-	-	-	-	0.002以下	
LAS (直鎖アキルベンゼンスルホン酸及びその塩) (mg/L)				-	-	-	-	0.05以下	
大庭橋	C	pH	-	8.5	7.8	-	-	6.5以上8.5以下	
		DO (mg/L)		8.4	13	9.9	-	5以上	
		BOD (mg/L)		1.7	0.2	1.0	1.5	5以下	
		COD (mg/L)		4.6	2.4	3.1	3.2	-	
		SS (mg/L)		3	1	2	-	50以下	
		大腸菌群数 (MPN/100mL)		-	-	-	-	-	
	生物B	全亜鉛 (mg/L)		0.010	0.001	0.004	-	0.03以下	
		ノニルフェノール (mg/L)		-	-	-	-	0.002以下	
		LAS (直鎖アキルベンゼンスルホン酸及びその塩) (mg/L)		-	-	-	-	0.05以下	

資料：令和3年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果 神奈川県HP
令和3年度神奈川県水質調査年表 神奈川県HP

表 2.3.4-2 (1/2) 公共用水域測定結果 (健康項目)

単位: mg/L

項 目	境川水系						環境基準
	境川橋	大道橋	川名橋	大清水橋	陣屋橋	滝川橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02mg/L以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02mg/L以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0003	<0.0002	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002mg/L以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
ベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
硝酸性窒素	6.0	5.3	6.4	4.9	5.3	1.6	-
亜硝酸性窒素	0.31	0.72	0.22	0.23	0.15	0.08	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6.3	6.1	6.5	-	-	-	10mg/L以下
ふっ素	0.09	<0.08	<0.08	0.08	0.08	0.08	0.8mg/L以下
ほう素	0.14	0.03	0.05	0.03	0.03	0.02	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
全窒素	7.9	9.3	7.5	8.1	8.8	2.4	-
全磷	0.64	0.75	0.73	0.68	0.057	0.045	-

注: 1) 「検出されないこと」は、定量限界を下回ることをいう。

2) 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る数値については、最高値とする。

資料: 令和3年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果 神奈川県HP
令和3年度神奈川県水質調査年表 神奈川県HP

表 2.3.4-2 (2/2) 公共用水域測定結果 (健康項目)

単位: mg/L

項 目	引地川水系				環境基準	
	石川橋	富士見橋	下中村橋	大庭橋		
健康項目等	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02mg/L以下
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	-	-	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	PCB	-	<0.0005	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	0.0007	<0.0002	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	0.0003	<0.0002	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002mg/L以下
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	ベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素	5.0	4.9	4.6	1.9	-
	亜硝酸性窒素	0.32	0.31	0.12	0.06	-
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.3	5.1	-	-	10mg/L以下
	ふっ素	<0.08	<0.08	0.29	0.10	0.8mg/L以下
	ほう素	<0.02	0.02	0.02	0.03	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	-	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
	全窒素	6.2	5.8	6.1	3.0	-
全燐	0.30	0.33	1.1	0.065	-	

注: 1) 「検出されないこと」は、定量限界を下回ることをいう。

2) 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る数値については、最高値とする。

資料: 令和3年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果 神奈川県HP
令和3年度神奈川県水質調査年表 神奈川県HP

3.5 ダイオキシン類調査

藤沢市では、神奈川県及び藤沢市により、大気、河川水質及び底質の調査が行われている。
(大気については、p.2-17 表 2.3.1-1 参照)

令和3年度の石名坂環境事業所周辺地域における河川水質及び底質の測定結果は、表 2.3.5-1 及び表 2.3.5-2 に示すとおりであり、全ての地点で環境基準を達成していた。(調査地点については、p.2-27 図 2.3.4-1 参照)

表 2.3.5-1 河川水質中ダイオキシン類の環境基準達成状況

単位：pg-TEQ/L

年度	水系	測定地点	実施	測定結果	環境基準	環境基準の 適否
令和3年度	境川水系	境川橋	県	0.077	1	○
			市	0.054		○
		大道橋	市	0.049		○
		川名橋	市	0.076		○
		陣屋橋	市	0.056		○
	引地川水系	富士見橋	県	0.078		○
			市	0.089		○
		下中村橋	市	0.071		○

資料：藤沢の環境（令和3年度） 藤沢市環境部環境保全課

表 2.3.5-2 底質中ダイオキシン類の環境基準達成状況

単位：pg-TEQ/g

年度	水系	測定地点	実施	測定結果	環境基準	環境基準の 適否
令和3年度	境川水系	境川橋	市	0.24	150	○
		大道橋	市	0.81	150	○
		川名橋	市	0.52	150	○
	引地川水系	富士見橋	市	0.41	150	○

資料：藤沢の環境（令和3年度） 藤沢市環境部環境保全課

4 関係法令等の指定・規則等

4.1 大気汚染に係る基準

1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は表 2.4.1-1 に示すとおりである。

表 2.4.1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法または紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

出典：大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第 25 号 昭和 48 年 5 月 8 日

二酸化窒素に係る環境基準について 環境庁告示第 38 号 昭和 53 年 7 月 11 日

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について 環境省告示第 33 号 平成 21 年 9 月 9 日

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	

出典：環境庁告示第 4 号 平成 9 年 2 月 4 日

トリクロロエチレンは、平成 30 年 11 月 19 日環境庁告示第 100 号による

ジクロロメタンは、平成 13 年 4 月 20 日環境庁告示第 30 号による

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

物質	基準値	測定方法
ダイオキシン類	$0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について 環境庁告示第 68 号 平成 11 年 12 月 27 日

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2) 大気汚染防止法による規制

事業場には、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）が存在し、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、水銀、塩化水素の排出基準が適用される。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当するため、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

(1) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」では、総量規制として硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。

$$Q = 3.2 \times W^{0.85} + 0.5 \times 3.2 \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$$

Q：許容排出量（m³N/時）

W：昭和53年1月1日前に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算 kL/時）

W_i：昭和53年1月1日以降に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算 kL/時）

※総量規制基準は、重油に換算したものが0.3kL/時以上の場合に適用する。

(2) ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表2.4.1-2に示すとおりである。

表 2.4.1-2 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	2,000未満	0.15
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1m ³ 中のばいじんの量とする。 2 ばいじんの量は、次方により算出されたばいじんの量とする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C：ばいじんの量（g） O _n ：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12） O _s ：排出ガス中の酸素濃度（%） （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする） C _s ：日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（g）			

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

(3) 窒素酸化物

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 2.4.1-3 に示すとおりである。

表 2.4.1-3 廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準

施設		規模	排出ガス量 (万 m ³ N/時)	許容限度 (ppm)
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。）		火格子面積が2 m ² 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	すべて	450
廃棄物焼却炉のうち窒素化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る。）			4未満	700
上記外の廃棄物焼却炉	連続炉		すべて	250
	連続炉以外		4以上	250

備考：
 1 太枠は計画施設に適用される基準
 2 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1m³中の窒素酸化物の量とする。
 3 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$

C：窒素酸化物の量 (cm³)
 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12）
 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)
 （当該濃度が20%を超える場合にあつては20%とする）
 Cs：日本工業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm³)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

(4) 水銀

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号）が公布され、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められ、平成 30 年 4 月 1 日から施行されている。廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 2.4.1-4 に示すとおりである。

表 2.4.1-4 廃棄物焼却炉に係る水銀の排出基準

施設	規模	排出基準 (μg/Nm ³)	
		新規施設	既存施設
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上あるいは焼却能力200kg/時以上	30	50

備考：
 1 太枠は計画施設に適用される基準
 2 既存施設とは、施行日（平成30年4月1日）において、現に設置されている施設（既に工事が着手されているものを含む。）をいう。
 3 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算された排出ガス1m³中の水銀の量とする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$

C：水銀の量 (μg/Nm³)
 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12）
 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)
 （当該濃度が20%を超える場合にあつては20%とする）
 Cs：排出ガス中の実測水銀濃度 (0°C、101.32kPa) (μg/Nm³)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

(5) 塩化水素

「大気汚染防止法」では施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 2.4.1-5 に示すとおりである。

表 2.4.1-5 廃棄物焼却炉に係る塩化水素の排出基準

施設	規模	許容限度 (mg)
廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	700

備考：
 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1㎡中の塩化水素の量とする。
 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21-0s} \cdot C_s$$
 C：塩化水素の量 (mg)
 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)
 Cs：日本工業規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量 (mg)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

3) ダイオキシン類対策特別措置法による規制

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 2.4.1-6 に示すとおりである。

表 2.4.1-6 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (ng-TEQ/㎡N)
廃棄物焼却炉	火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/時以上	4,000以上	0.1
		2,000以上 4,000未満	1
		2,000未満	5

備考：
 1 太枠は計画施設に適用される基準
 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。
 2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot C_s$$
 C：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ)
 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12）
 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)
 （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
 Cs：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量 (ng-TEQ)

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

4) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、廃棄物焼却炉に対して、排煙指定物質として以下の排出基準が適用されている。廃棄物焼却炉に係る排煙指定物質の排出基準は表 2.4.1-7 に示すとおりである。

表 2.4.1-7 廃棄物焼却炉に係る排煙指定物質の排出基準

項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.5mg/m ³ N
塩素	1ppm
塩化水素	700mg/m ³ N
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素	2.5mg/m ³ N
鉛及びその化合物	10mg/m ³ N
アンモニア	50ppm
シアン化合物	10ppm
硫化水素	10ppm

出典：神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 第 30 条
平成 9 年 12 月 26 日 規則第 113 号

4.2 騒音に係る基準

1) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は表 2.4.2-1 に示すとおりである。

環境基準は、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域として市長が指定する地域に対して適用される。

石名坂環境事業所は準工業区域に位置していることから、C 地域の基準が適用される。

表 2.4.2-1 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注：環境基準の類型を当てはめる地域

AA：藤沢市については、該当する地域は無い。

A：都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に定められた用途地域（以下「用途地域」という）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

B：用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域（用途地域として定められた区域以外の地域）

C：用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
70デシベル以下	65デシベル以下

注：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

出典：騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日 環境庁告示第64号

騒音に係る環境基準の地域の類型に当てはめる地域について 平成24年3月29日 藤沢市告示第362号

2) 規制基準（騒音規制法）

「騒音規制法」に基づく指定地域内の特定工場等において発生する騒音の規制基準及び指定地域内における自動車騒音の要請限度は、表 2. 2. 4-9 及び表 2. 2. 4-10 に示すとおりである。

平成 24 年 3 月 29 日 藤沢市告示第 363 号により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、市内全域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域として定められた区域を除く。）と定められており、石名坂環境事業所は、準工業地域に位置していることから、第 3 種区域の規制基準が適用される。また、自動車騒音の要請限度については c 区域に該当する。

表 2. 4. 2-2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	午前6時から午前8時まで	午前8時から午後6時まで	午後6時から午後11時まで	午後11時から午前6時まで
第1種区域	45デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	50デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	60デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	65デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下

出典：特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等について
平成24年3月29日 藤沢市告示第363号

- 注：1) 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次に定めるとおりとする。
- (1) 第1種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
 - (2) 第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域
 - (3) 第3種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域，商業地域及び準工業地域として定められた区域
 - (4) 第4種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域
- 注：2) 一の特定工場等が属する指定地域の区域の変更により，当該一の特定工場等に適用される騒音の規制基準値が従前の規制基準値より小さい値となる場合にあつては，当該一の特定工場等については，当該変更の日から3年間は，当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

表 2. 4. 2-3 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 デシベル	70 デシベル

出典：騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成12年3月2日 総理府令第15号
指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域について
平成 24 年 3 月 29 日 藤沢市告示第 364 号

注：1) 時間区分は以下のとおり

昼間：6：00～22：00、夜間：22：00～6：00

注：2) a 区域、b 区域、c 区域の区分は以下のとおり

a 区域：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等(伊勢原市告示第 51 号)により指定された地域(以下「指定地域」)のうち、第 1 種区域として定められた区域

b 区域：指定地域のうち第 2 種区域として定められた区域

c 区域：指定地域のうち第 3 種区域及び第 4 種区域として定められた区域

3) 規制基準（神奈川県生活環境の保全に関する条例）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、事業所において発生する騒音について、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域ごとに敷地境界線上の地点における規制基準が定められている。規制基準は表2.4.2-4に示すとおりである。

石名坂環境事業所は、準工業地域に位置しているため、当該地域の規制基準が適用される。

表 2.4.2-4 騒音の規制基準

地域	時間	午前6時から午前8時まで	午前8時から午後6時	午後6時から午後11時まで	午後11時から午前6時
	第一種低層住居専用地域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種低層住居専用地域					
第一種中高層住居専用地域					
第二種中高層住居専用地域					
第一種住居地域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル	
第二種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル	
商業地域					
準工業地域					
工業地域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	55デシベル	
工業専用地域	75デシベル	75デシベル	75デシベル	65デシベル	
その他の地域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル	

出典：神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 第38条 平成9年12月26日 規則第113号

4.3 振動に係る基準

1) 規制基準（振動規制法）

「振動規制法」に基づく指定地域内の特定工場等において発生する振動の規制基準及び指定地域内における道路交通振動の要請限度は、表 2.4.3-1 及び表 2.4.3-2 に示すとおりである。

平成 24 年 3 月 29 日 藤沢市告示第 365 号により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域は、市内全域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域として定められた区域を除く。）と定められており、石名坂環境事業所は、準工業地域に位置していることから、第 2 種区域の I の規制基準が適用される。また、道路交通振動については第 2 種区域の要請限度が適用される。

表 2.4.3-1 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第1種区域	I	60デシベル以下	55デシベル以下
	II	65デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	I	65デシベル以下	60デシベル以下
	II	70デシベル以下	60デシベル以下

出典：振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準について 平成24年3月29日 藤沢市告示第365号

注：1) 第1種区域の I、第1種区域の II、第2種区域の I 及び第2種区域の II の区分は、次に定めるとおりとする。

- (1) 第1種区域の I：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
- (2) 第1種区域の II：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同法第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域
- (3) 第2種区域の I：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域，商業地域及び準工業地域として定められた区域
- (4) 第2種区域の II：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域

注：2) 一の特定工場等が属する指定地域の区域の変更により、当該一の特定工場等に適用される振動の規制基準値が従前の規制基準値より小さい値となる場合にあっては、当該一の特定工場等については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

表 2.4.3-2 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

出典：振動規制法施行規則 昭和51年11月10日 総理府令58号

振動規制法施行規則別表第2の備考1の規定に基づく区域の区分及び時間の区分について
平成24年3月29日 藤沢市告示第367号

注：1) 区域の区分は以下のとおり

第1種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域

第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域として定められた区域

注：2) 時間区分は以下のとおり

昼間：午前8時から午後7時まで

夜間：午後7時から午前8時まで

2) 規制基準（神奈川県生活環境の保全に関する条例）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、事業所において発生する振動について、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域ごとに敷地境界線上の地点における規制基準が定められている。規制基準は表 2.2.4-14 に示すとおりである。

石名坂環境事業所は、準工業地域に位置しているため、当該地域の規制基準が適用される。

表 2.4.3-3 振動の規制基準

地域	時間	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時
	第一種低層住居専用地域	60デシベル	60デシベル
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域			
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域	65デシベル	65デシベル	55デシベル
第二種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	65デシベル	65デシベル	60デシベル
商業地域			
準工業地域			
工業地域	70デシベル	70デシベル	60デシベル
工業専用地域	70デシベル	70デシベル	65デシベル
その他の地域	65デシベル	65デシベル	55デシベル

出典：神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 第38条 平成9年12月26日 規則第113号

4.4 悪臭

1) 悪臭防止法に基づく規制

藤沢市では、悪臭防止法に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制している。

平成24年3月29日 藤沢市告示第368号において定められた規制基準は、表2.4.4-1に示すとおりである。

石名坂環境事業所は、準工業地域に位置しているため、2種地域に該当し、当該地域の規制基準が適用される。

表 2.4.4-1 悪臭の規制基準

規制地域の区分	規 制 基 準		
	敷地境界 (1号規制)	気体排出口 (2号規制)	排水 (3号規制)
1種地域	10	敷地境界に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。	26
2種地域	15		31

出典：悪臭原因物の排出の規制地域の指定等について 平成24年3月29日 藤沢市告示第368号

注：1) 規制地域：市内全域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域に指定された区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により農業振興地域に指定された区域を除く。)

1種地域：規制地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

2種地域：規制地域のうち1種地域を除く地域

4.5 水質汚濁

1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は表 2.4.5-1 に示すとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシンに関する環境基準は全水域に適用され、生活環境に係る環境基準は類型指定された水域に対して、類型毎の環境基準が適用される。石名坂環境事業所の西を北から南に流れる引地川では環境基準（C類型）が指定されている。

なお、地下水に関する環境基準はすべての地下水に適用される。

表 2.4.5-1(1/6) 水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

出典：水質汚濁に係る環境基準について 環境庁告示59号 昭和46年12月28日

注：1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 2.4.5-1 (2/6) 水質汚濁に係る環境基準

(生活環境の保全に関する環境基準)

【河川】

ア

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と	2mg/L 以上	—

出典：水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示 59 号
 注：基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする

イ

項目 類型	基 準 値		
	全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示 59 号
 注：基準値は、年間平均値とする。

表 2.4.5-1 (3/6) 水質汚濁に係る環境基準

(生活環境の保全に関する環境基準)

【湖沼】

ア

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

出典：水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示 59 号

注：基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。

イ

項目 類型	基準値	
	全窒素	全リン
I	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下

出典：水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示 59 号

注：基準値は、年間平均値とする。

ウ

項目 類型	基準値		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示 59 号

注：基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	基準値
	底層溶存酸素量
生物 1	4.0mg/L 以上
生物 2	3.0mg/L 以上
生物 3	2.0mg/L 以上

出典：水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示 59 号

注：基準値は、年間平均値とする。

表 2.4.5-1 (4/6) 水質汚濁に係る環境基準

(生活環境の保全に関する環境基準)

【海域】

ア

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	検出されないこと
B	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

出典：水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示 59 号

注：基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。

イ

項目 類型	基準値	
	全窒素	全磷
I	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	1.0mg/L 以下	0.09mg/L 以下

出典：水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示 59 号

注：基準値は、年間平均値とする。

ウ

項目 類型	基準値		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示 59 号

注：基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	基準値
	底層溶存酸素量
生物 1	4.0mg/L 以上
生物 2	3.0mg/L 以上
生物 3	2.0mg/L 以上

出典：水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

注：基準値は、年間平均値とする。

表 2.4.5-1 (5/6) 水質汚濁に係る環境基準

(地下水)

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

出典：地下水の水質の汚濁に係る環境基準について 平成9年3月13日 環境庁告示第10号

- 注：1) 基準値は年間平均とする。ただし全シアンに係る基準値については、最高値とする
 2) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

表 2.4.5-1 (6/6) 水域のダイオキシン類に係る環境基準

基準値	備考
1 pg-TEQ/L 以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域及び地下水について適用する。 年間平均値とする。 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ラジカシンの毒性に換算した値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準 平成11年12月27日 環境庁告示第68号

2) 下水道法による規制

計画施設におけるごみピット排水は、ろ過処理の後、炉内噴霧処理することから発生しない。プラント排水は排水処理の後、再利用し、余剰水のみ公共下水道へ放流とする。また、生活排水においても、公共下水道へ放流することから、「下水道法」の下水排除基準が規制として適用される。

下水排除基準は表 2.4.5-2 のとおりである。

表 2.4.5-2 下水排除基準

法令	項目	下水排除基準値
藤沢市下水道条例	温度	45 度未満
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L未満
	水素イオン濃度	水素指数5を超え9未満
	生物化学的酸素要求量	600 mg/L未満
	浮遊物質	600 mg/L未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下
	よう素消費量	220 mg/L未満
	ニッケル含有量	1 mg/L以下
	下水道法	カドミウム及びその化合物
シアン化合物		1 mg/L以下
有機燐化合物		0.2 mg/L以下
鉛及びその化合物		0.1 mg/L以下
六価クロム化合物		0.5 mg/L以下
砒素及びその化合物		0.1 mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L以下
トリクロロエチレン		0.3 mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L以下
ジクロロメタン		0.2 mg/L以下
四塩化炭素		0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L以下
チウラム		0.06 mg/L以下
シマジン		0.03 mg/L以下
チオベンカルブ		0.2 mg/L以下
ベンゼン		0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物		0.1 mg/L以下
ほう素及びその化合物		10 mg/L以下
ふっ素及びその化合物		8 mg/L以下
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L以下
フェノール類		0.5 mg/L以下
銅及びその化合物		1 mg/L以下
亜鉛及びその化合物		1 mg/L以下
鉄及びその化合物（溶解性）		3 mg/L以下
マンガン及びその化合物（溶解性）		1 mg/L以下
クロム及びその化合物		2 mg/L以下
ダイオキシン類		10pg-TEQ/L以下

出典：下水道法施行令 昭和34年4月22日 政令第147号

藤沢市下水道条例 昭和36年3月30日 条例第30号

注：計画施設ではごみピット排水、プラント排水は処理後、生活排水とともに下水道放流とすることから、本基準が適用される。

4.6 土壌

1) 環境基準

土壌汚染に係る環境基準は表 2.4.6-1、表 2.4.6-2 に示すとおりである。

表 2.4.6-1 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
ひ素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）において土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チラウム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

出典：土壌環境基準 平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号

表 2.4.6-2 土壌中のダイオキシンに係る環境基準

基 準 値	備 考
1,000pg-TEQ/g 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。 ・廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 ・環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施すること。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準 平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号